

5 答 申 第 9 号

令和5年6月9日

広川町長 氷室 健太郎 殿

広川町情報公開審査会

会長 藺田 史

広川町情報公開条例第13条の規定に基づく諮問について(答申)

令和5年1月27日付4広総総第440号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

「広川町が審査請求人に対してなした公文書の不存在決定処分に対する審査請求に
ついて」

別紙

答申

第1 審査会の結論

- 1 実施機関が行った、審査請求人に対する不存在決定は妥当である。
- 2 実施機関が、審査請求人が請求する文書を作成していないことについては、違法あるいは不当とは言えない。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が令和4年10月7日に行った「請求者への分限免職書を取り下げた文書」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対して、実施機関が同月21日付でなした公文書不存在決定(以下「本件決定」という。)について、不服があるのでその審査を求めるというものである。

2 審査請求の理由

令和5年1月5日受付の「審査請求書」等で、審査請求人が主張している審査請求の理由は、『文書主義』から、当該文書を作成していないことはあり得ず、仮に作成していないのであれば違法である。」というものである。

第3 実施機関の弁明要旨

本件開示請求に対する令和5年2月17日付「弁明書」などで、実施機関が主張している「不存在の理由」は、「請求者への分限免職書を取り下げた文書については、作成する必要性がないと判断したので作成しなかった。」というものである。

第4 審査会の判断

1 審査会に顕著な事実

本件審査請求と同一の事件に関して、審査会は、令和3年2月1日付「2 答申第1号」及び同月15日付「2 答申第2号」の答申をしている。

その答申で審査会が認定した以下の事実は、本件審査において、審査会に顕著な事実である。

(1) 平成〇年〇月当時、審査請求人は広川町職員であった。

(2) 審査請求人に対する分限処分審査委員会について

ア 広川町においては、同町職員の分限に関し、処分の公正を期するため、分限処分に関する事項を審議する「広川町職員分限処分審査委員会」(以下「分限

委員会」という。)を設置することになっている。

イ 審査請求人を対象とする分限委員会については、平成○年○月○日及び同年○月○日の2回開催された。

ウ 分限委員会は広川町長に対して、平成○年○月○日付報告書を以て、審査請求人について地方公務員法 28 条 1 項 2 号の規定に基づき、分限免職処分が妥当である旨報告した。

エ 前記 2 回の分限委員会開催の起案文書は作成されていない。ただし、起案文書が作成されていなかった点については、文書主義に違反した違法または不当なものとはまでは言えない。

(3) 分限免職処分とその執行

ア 同月 16 日、広川町長は、審査請求人に対し、地方公務員法 28 条 1 項 2 号の規定により、分限免職処分(以下「本件分限免職処分」という。)をした。

イ 同日、広川町副町長ほか 2 名は、審査請求人に対して、本件分限免職処分にかかる処分書(以下「本件分限免職処分書」という。)及び処分説明書を交付した。

ウ その際、審査請求人との間で、「審査請求人が自発的に退職願を提出するならば、本件分限免職処分を取消して依願退職を承認することもあり得る。」ことが話題となった。

(4) 審査請求人の対応

ア 審査請求人は、同日 22 時 25 分頃、広川町政策調整課長○○○○、同人事係長○○○○(役職はいずれも当時)両名に対して、「両親、友人と協議した結果、退職することにした。明日には必要な書類を提出する。」という趣旨のメール(以下「本件メール」という。)を送信した。

イ 審査請求人は翌 17 日、前記○○○○に対して退職願(以下「本件退職願」という。)を提出し、退職を申し出た。

(5) 広川町の対応

ア 広川町においては、関係者で審査請求人の退職の申し出について協議し、同月 18 日に、本件分限免職処分を取り消し、審査請求人の本件退職願を受理し、依願退職を承認する辞令を交付することを決定し、それを審査請求人に伝えた。

イ 広川町は、同月 19 日、審査請求人に対し、同月 17 日付で辞職を承認する辞令を交付した。

ウ 審査請求人は前項の辞令を受け取る際に、本件分限免職処分書及び処分説明書を返還した。

- (6) 以上より、本件分限免職処分は、法的には取り消されたと評価される。しかし広川町長は、本件分限免職処分を取り消す文書を作成していない。ただし取消文書が作成されていなかった点については、文書主義に違反した違法または不当なものとはまでは言えない。

2 審査会の判断

前記の審査会に顕著な事実によれば、請求者への分限処分を取り下げた文書は存在しておらず、本件開示請求に対して「文書が存在しない」ことを理由に実施機関が本件決定をしたことは、妥当である。

また、当該文書を作成していないことが違法あるいは不当とは言えない。

以上